

報告 3

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年3月7日

長与町長 吉 田 慎 一

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 長崎県西彼杵郡長与町平木場郷

氏名

2 事故の概要

(1) 事故の発生日時

令和4年12月10日 午前8時00分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町平木場郷1732番地1付近(町道枯木尾・源八線上)

(3) 事故の状況

上記日時及び場所にて、長与町が管理する道路を相手方が車で走行中、側溝に掛かっていた鉄蓋がずれ落ちたことにより舗装面より突起していたため車の底に接触し、エンジンマウントメンバの変形、ウォーターパイプガasketの損傷及びその他部品が破損した。

3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

101,332円

令和5年 2月 7日

長与町長 吉田 慎

